

平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.26

No.	サービス種別	報酬・基準	区分	質問内容	回答
1	認知症対応型共同生活介護	報酬	入院時の費用の算定	例えば、2ユニット(18名)満床だったとして、入院された方のお部屋を一時的(例えばSSなど期間を定めた)に希望者が利用した場合は算定はできなくなりますか？	お見込のとおり。 (指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長, 振興課長, 老人保健課長通知)第二の6の(6)④)
2	認知症対応型共同生活介護	報酬	入院時の費用の算定	例えば1ヵ月で退院と見込まれていた方が、2週間に入り、何かしらの理由で退院できなくなりました。ホームに戻ることが困難となった場合は、算定はできなくなりますか？	質問の状況の場合、6日を上限として入院期間中の算定は可能です。 なお、戻ることが困難であると判断され、退去となった場合、その翌日以降は算定不可となります。 (上限6日間以内であれば退去日も算定可能) (指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長, 振興課長, 老人保健課長通知)第二の6の(6)①,③)
3	認知症対応型共同生活介護	報酬	入院時の費用の算定	例えば3ヵ月で退院と見込まれていた方が、2ヵ月に入り何かしらの理由で退院ができなくなりました。ホームに戻ることが困難となった場合においても、1ヵ月目の算定はできますか？	質問の状況の場合、1ヵ月目は、6日を上限として算定可能です。 (指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長, 振興課長, 老人保健課長通知)第二の6の(6)①,③)

平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.26

No.	サービス種別	報酬・基準	区分	質問内容	回答
4	認知症対応型共同生活介護	報酬	入院時の費用の算定	<p>入院時、医師から3月以内に退院が見込まれる場合において、下記のような認識で問題ないですか。</p> <p>【例1】4月24日～7月23日まで入院した場合 ・4月25日から5月6日まで算定可能 ・6月、7月は算定不可</p> <p>【例2】4月23日～7月22日まで入院した場合 ・4月24日から4月29日まで算定可 ・5、6、7月は算定不可</p>	<p>お見込のとおり。</p> <p>(平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月23日)問112)</p> <p>(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)第二の6の(6)⑤)</p>
5	認知症対応型共同生活介護	報酬	生活機能向上連携加算	<p>入居から3月以降に当該加算を再算定する場合、リハ職等の評価を行い共同で計画書を作成しました。大きな変更がない場合においては、計画書の作成をもって、当該月から3月に渡り再算定することが可能ですか。</p>	<p>当該加算を3月を超えて算定しようとする場合は、生活機能アセスメントを実施の上、介護計画の見直しが必要であり、これらがなされていれば算定可能です。</p> <p>(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)第二の6の(12)①,②,⑤)</p>